

## 湯津上中学校区地域学校協働本部(雄飛が丘学園協働本部)運営要項

### (目的)

第1条 湯津上中学校区地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)を設置し、社会教育法に規定する地域学校協働活動(以下「協働活動」という。)を推進することにより、湯津上中学校区の地域全体で子ども達の成長を支え、併せて地域活性化を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第2条 協働本部は、次の活動に取り組む。

- (1) 協働活動に係る総合調整及び推進に関すること。
- (2) 協働活動への地域住民等の参加の促進に関すること。
- (3) 協働活動の広報に関すること。
- (4) 協働活動の評価に関すること。
- (5) その他本部が必要と認めること。

### (対象校及び名称)

第3条 協働本部の対象校は湯津上小学校及び湯津上中学校とする。

2 協働本部の名称を「湯津上中学校区地域学校協働本部」とし、愛称を「雄飛が丘学園協働本部」とする。

### (組織)

第4条 協働本部は、下記の委員により構成する。

- (1) 常任委員(教育委員会の委嘱又は任命による)

校長、教頭、地区公民館長、生涯学習推進協議会長、地域学校協働活動推進員、区長会長、自治公民館連絡協議会長、その他本部が必要と認める者

- (2) 臨時委員(本部の要請による)

各校教職員、関係地域住民、その他本部が必要と認める者

### (本部長及び副本部長)

第5条 協働本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は地域学校協働活動推進員、副本部長は校長の中から選出する。

### (会議)

第6条 協働本部の会議は、定期及び随時開催する。

- 2 定期会議は、年2回程度開催する。
- 3 臨時会議は、常任委員の必要に応じて開催する。

### (事務局)

第7条 協働本部の事務局を、湯津上地区公民館に置く。

### (学校運営協議会)

第8条 協働本部の活動について学校運営協議会に報告し、意見を求める。

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この要項は、令和7年5月14日から施行する。

### 附 則

- 2 この要項は、令和8年4月1日から施行する。